

◆ 被相続人が亡くなった後に相続人が死亡した場合

本件の場合、以下の状況によって相続手続きが異なります。

- ① 遺産分割協議の成立後に相続人が死亡した場合
- ② 遺産分割協議の成立前に相続人が死亡した場合

よく見かけるケースでは、不動産登記がなされないまま相続人が死亡している場合があります。遺産分割協議書がない場合で、相続人が多数いる場合は遡って相続人を調査しなければならず複雑になります。

また、遺産分割協議に死亡した相続人の相続人が分割協議に参加する場合においては、疎遠な関係である場合も多く、協議が困難になる場合も見受けられます。

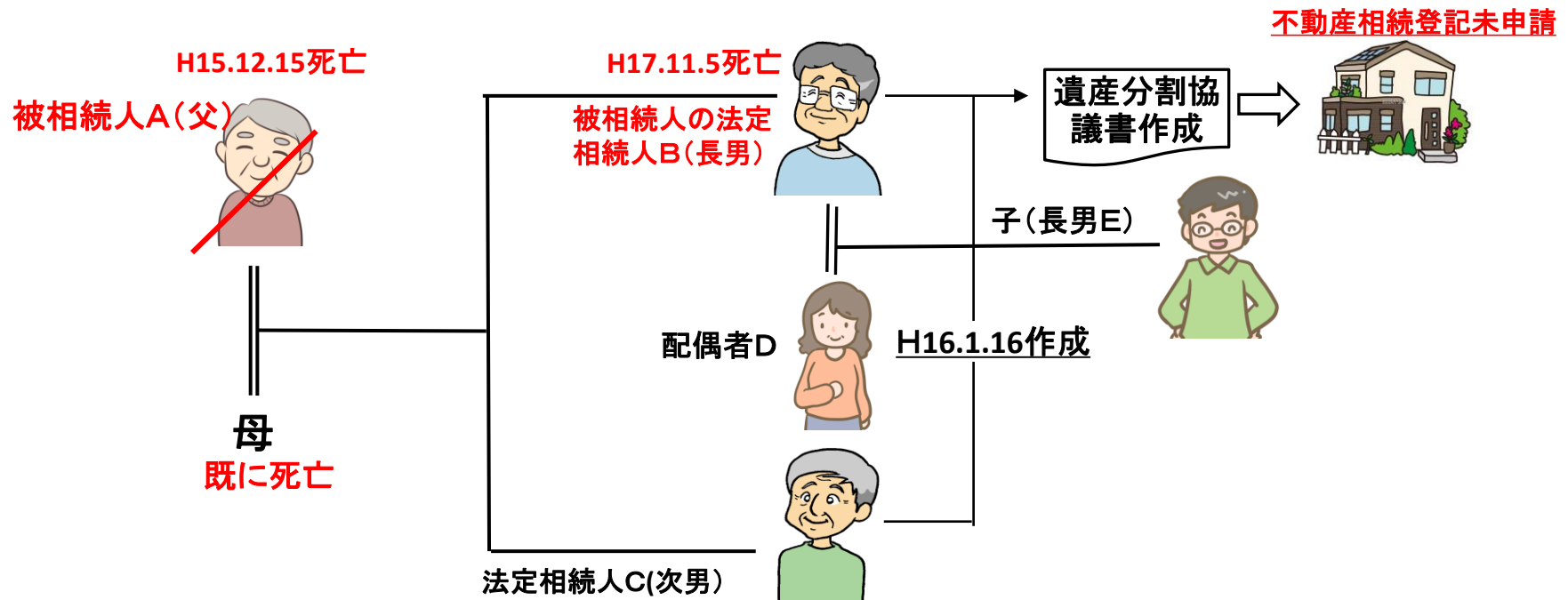
遺産分割協議はできる限り、早くすることが望ましい。

1. 遺産分割協議成立後に相続人が死亡した場合

【事例】

被相続人がA（父）、法定相続人がB（長男）、C（次男）で、遺産分割協議の結果BがA所有の不動産を単独相続することになりました。

相続不動産の登記申請が済まないうちに長男Bが亡くなりました。長男Bの相続人には、配偶者Dと子Eがいます。



(1) 遺産分割協議書作成後に死亡した場合の登記申請

- ① 遺産分割協議書作成後、登記申請する前に相続人が死亡した場合、作成済みの遺産分割協議書を使って登記申請することが可能です。
- ② 死亡した相続人の印鑑証明書があれば、それを添付して申請することが可能です。相続登記の場合、印鑑証明書については有効期限はありません。
- ③ 印鑑証明書がない場合、相続人（配偶者D、子E）からの証明書を作成し、相続人の印鑑証明書を代用します。
- ④ 登記申請は、名義人が亡くなっていますので、相続人（配偶者D、子E）からの申請となります。

*** 実際の手続きでは、専門の司法書士の先生に確認してください。**

(2) 遺産分割協議成立後、協議書作成の前に相続人が死亡した場合の登記申請

- ① 遺産分割協議が成立した後、協議書作成前に相続人が死亡したとしても遺産分割協議は有効です。
- ② ①の場合、亡くなった相続人の相続人全員（配偶者D、子E）が「真正に遺産分割協議が成立したことの証明書」を作成して印鑑証明書を添付します。
また、次男Cと相続人兼被相続人の相続人（D・E）による遺産分割協議書を作成する方法も同様です。（次項の「数次相続で説明します。）
- ③ 本件の事例では、相続人（配偶者D、子E）が登記申請人となります。

*実際の手続きでは、専門の司法書士の先生に確認してください。

2. 遺産分割協議の成立前に相続人が死亡した場合

被相続人の遺産相続が開始したあと、「遺産分割協議」や「相続登記」を行わないうちに相続人の1人が死亡してしまい、次の遺産相続が開始されてしまうことを「数次相続」と言います。

【事例】

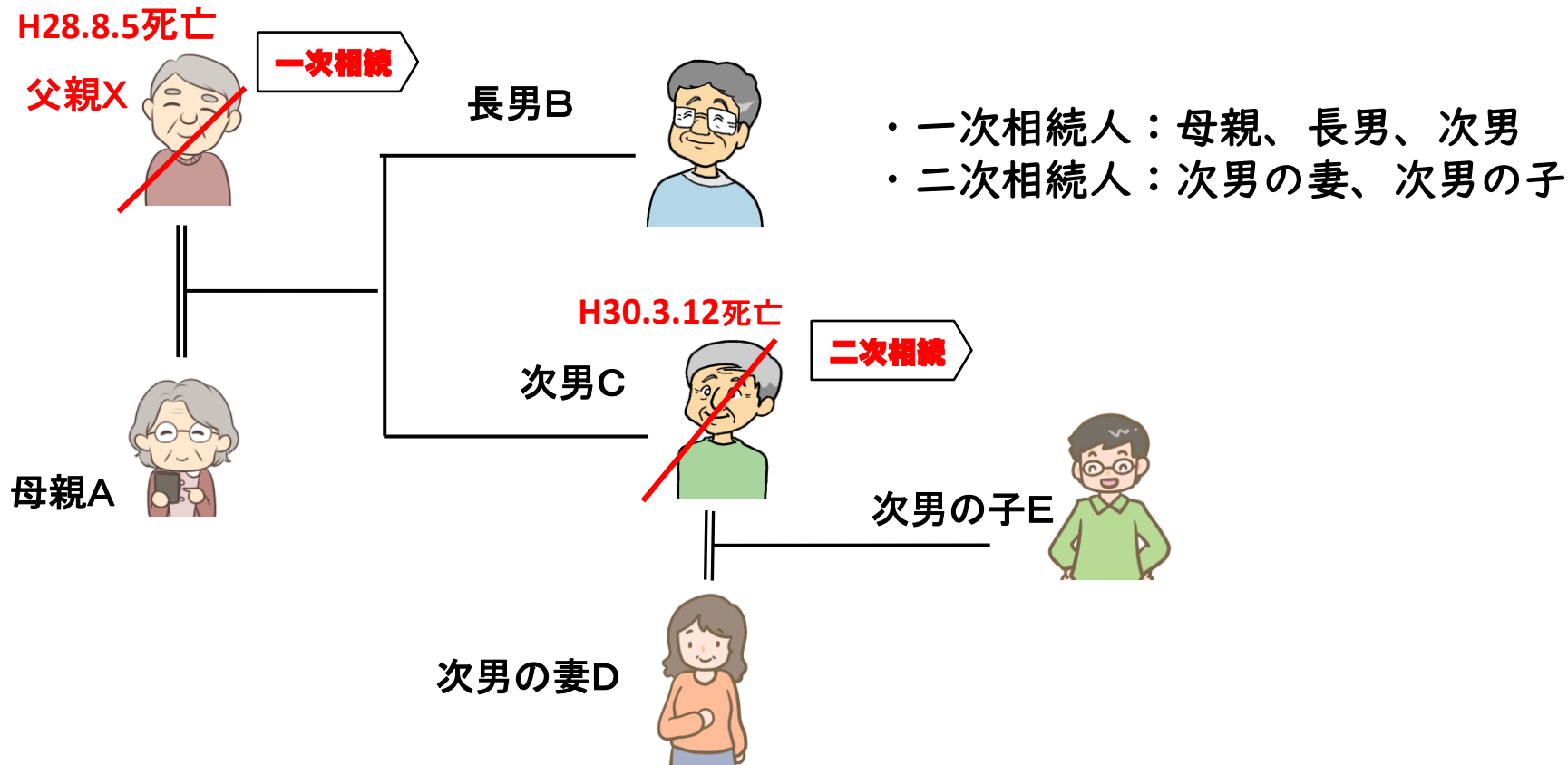
父親Xが亡くなった後、相続人である母親Aと長男B・次男Cの3人が相続人であるが、遺産分割協議前に次男Cが亡くなりました。次男Cには、配偶者Dと子どもEがいます。

この場合、まず母親・長男・次男で遺産分割協議をすることになります。しかし、既に相続人である次男はいないので、遺産分割協議に次男が参加することはできません。

このような場合、父親の相続に関する遺産分割協議に次男の妻と次男の子も参加することとなります。

つまり、母親・長男・次男の妻・次男の子が父親の遺産分割協議に参加することとなります。

【数次相続の事例イメージ】



*この場合、遺産分割協議に参加する相続人は、母親・長男・次男の妻・次男の子の5人となります。

*法定相続分は、母親が1/2、長男が1/4、次男の妻が1/8、次男の子が1/8となります。

2-1. 数次相続の遺産分割協議書作成と相続関係説明図

不動産の相続登記申請や金融機関への相続届の手続きでは、「遺産分割協議書」や「相続関係説明図（法定相続情報）」等が必要となります。

(1) 遺産分割協議書作成

数次相続の場合、遺産部分割協議書を2通作成する方法と、1通にまとめる方法があります。

① 2通作成する方法

各相続について遺産分割をして、遺産分割協議書を作成する方法

*一次相続と二次相続人が重ならない場合は、別個に作成するほうが分かりやすいと思います。

(例：祖父が亡くなり、次に父が亡くなって、祖父の相続人は祖母、父の相続人は母と子どもたちの場合等)

② 一通にまとめる方法

複数の相続についてまとめて遺産分割をして、遺産分割協議書も一通に統一する方法

*一次相続と二次相続の相続人が重ならない場合はまとめる方が分かりやすいと思います。

(例：父が亡くなり、次に母が亡くなって、父母間の子供たちが相続する場合等)

(2) 相続関係説明図（法定相続情報）

相続関係説明図は、これまで、専門家などが作成しておりましたが、2017年の法律改正により、「法定相続情報証明制度」が開始されました。

複数の金融機関や登記申請等を行う場合は、この制度を利用すると便利です。各種相続手続きでその都度、関係者の戸籍謄本等を何度も出し直す必要がなくなりました。

法定相続情報では、被相続人単位に相続図を作成する（2通作成する方法）こととなっています。

今回の事例を使って、「相続関係説明図」と「法定相続情報」の二つの場合を見てみましょう

① 相続関係説明図（1つにまとめる方法）

被相続人法務太郎相続関係説明図

被相続人 法務 太郎 相続関係説明図

最後の本籍 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号

最後の住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

登記簿上の住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

法務太郎相続人兼被相続人 法務二郎 相続関係説明図

最後の本籍 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

最後の住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号

出生 昭和10年8月28日

死亡 平成28年8月5日

被相続人 法務 太郎

妻 法務 花子

出生 昭和〇〇年〇月〇〇日

長男 法務 一郎

出生 昭和〇〇年〇月〇〇日

(法務太郎相続人兼被相続人)

次男 法務 二郎

出生 昭和28年6月5日

死亡 平成30年3月12日

次男の子 法務 健太

出生 平成〇年〇月〇〇日

次男の妻 法務 恵子

出生 昭和〇〇年〇月〇〇日

② 法定相続情報

【一次相続】

被相続人 法務太郎 法定相続情報 ①

最後の住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

最後の本籍 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和4年8月25日

死亡 平成28年8月5日

(被相続人)

法務 太郎

住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和6年2月8日

(妻)

法務 花子

住所 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号

出生 昭和28年6月10日

(長男)

法務 一郎 (申出人)

住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号

出生 昭和30年6月5日

死亡 平成30年3月12日

(次男)

法務 二郎

【二次相続】

被相続人 法務二郎 法定相続情報 ②

最後の住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号
最後の本籍 愛媛県松山市古三津〇〇丁目〇番地〇号
出生 昭和28年6月5日
死亡 平成30年3月12日
(次男)
法務 二郎

住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号
出生 平成5年6月5日
(長男)
法務 健太

住所 愛媛県今治市高市甲〇〇番地〇〇号
出生 昭和32年6月10日
(妻)
法務 恵子 (申出人)

(3) 必要書類

① 数次相続がある場合に必要な戸籍

- ・ 一次相続の被相続人（法務太郎）の出生から死亡までの連続した戸籍
- ・ 一次相続の相続人（法務花子、法務一郎）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・ 二次相続の被相続人（法務二郎）の出生から死亡までの連続した戸籍
- ・ 二次相続の相続人（法務恵子、法務健太）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

② 住民票

- ・ 一次被相続人の住民票の除票（死亡後5年まで取得可）
- ・ 二次被相続人の住民票の除票（死亡後5年まで取得可）
- ・ 相続人の住民票取得は任意。但し住所を書いた場合は必要。